



平成 27 年 2 月 23 日

各 位

会社名 ソーダニッカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 長洲 崇彦
(コード番号 8158 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部門長 増澤 茂
(TEL. 03-3245-1806)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 4 月 1 日 (水)

(ご参考) 平成 27 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 <新設>	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附則 <u>第 1 条 第 7 条の変更は、平成 27 年 4 月 1 日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生後、削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 27 年 4 月 1 日 (水)

(ご参考)

【株主優待制度について】

株主優待制度につきましては、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載された 1,000 株以上の当社株式を保有されている株主様を引き続き対象といたします。

以 上